



こんぴら 子育て応援ブック

Kotohira Town
Child-raising Support Book

2024年4月発行



こんぴら子育て応援サイト →





はじめに

琴平町では、すべての親子が安心して子育てできるまちづくりを進めています。

妊娠期から子育て世代のみなさんがご利用いただける子育て支援事業、子育てで困ったときの相談窓口などを紹介しております。

ぜひ、ご活用ください。



最新の情報は、広報や町ホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。



こんびら子育て応援サイト



も く じ

妊 娠

P 1

- ・母子、父子健康手帳 ・たまご学級（マタニティ教室） ・出産応援給付金
- ・母子保健ガイドブック（妊婦・乳児一般健康診査、新生児聴覚スクリーニング検査）

出 産

P 2

- ・出生届 ・出産育児一時金の支給 ・産婦・乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）
- ・子育て応援給付金 ・産後ケア事業 ・児童手当 ・子ども医療費助成事業
- ・未熟児療育医療給付 ・小児慢性特定疾患治療研究事業 ・新生児子育て応援給付事業

子育て

P 4

- ・ピヨピヨ広場（乳幼児相談） ・もぐもぐ教室（離乳食講習会） ・とっと相談 ・幼児健康診査
- ・歯科健康診査 ・予防接種 ・子育て支援センター「ひまわり」 ・415のわ ・K³
- ・母子愛育会 ・ことひらまちじゅう図書館 ・琴平町ふれあい交流館

保育・教育

P 10

- ・公立こども園・私立保育園 ・一時保育事業 ・病児・病後児保育 ・短期入所生活援助事業
- ・小学校 ・中学校 ・児童生徒就学援助 ・琴平町奨学金 ・放課後子ども教室 ・児童クラブ

各種サポート

P 13

- ・ことばと子育て相談 ・こども相談 ・親子のわんわん教室

障害のある子どもへの支援

- ・手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳） ・障害児福祉手当
- ・特別児童扶養手当 ・心身障害者扶養共済制度 ・障害福祉サービス・障害児通所給付
- ・自立支援医療 ・重度心身障害者等医療費支給事業

ひとり親世帯への支援

- ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費支給事業 ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- ・自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

女性の悩み・相談

- ・不妊・不育症の悩み相談 ・コウノトリ応援事業 ・妊娠・出産・子育てに関する電話相談
- ・こころのケア・カウンセリング室

子どもの相談

- ・小児救急電話相談 ・子どもと家庭の電話相談 ・健康相談・育児相談 ・子育て支援の相談
- ・保育所（園）・幼稚園の入所相談 ・民生児童委員への相談 ・発達支援等の相談

家庭の相談

- ・母子・父子家庭等の相談 ・就職の相談 ・その他相談窓口

情報サービス

- ・琴平町 ・香川県

MAP



P 18

母子健康手帳・父子健康手帳

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

医療機関で妊娠が確認できたら、町役場に妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けましょう。
母子健康手帳は、妊娠中から産後のお母さんとお子さんの健康の記録簿です。
お父さんへの父子健康手帳も発行しています。

※紛失された場合は、ご相談ください

手続に必要なものの 出産予定日が記入された用紙（病院が発行したもの）

**母子保健ガイドブック**

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

母子健康手帳交付時にお渡しする、お母さんと子どもの各種受診票が入った冊子です。
県内の産科・小児医療機関でのみ使用できます。県外で里帰り出産される場合や、
琴平町に転入される場合は、受診券を交換するため、お申し出ください。

【妊婦一般健康診査受診票】

妊娠中の健康診査時に使用する受診票です。

【妊産婦歯科健康診査受診票】

琴平町・まんのう町の歯科医院で、歯科健診を無料で受けられます。

【産婦健康診査受診票】

産後の基本的な健診とこころの健康チェックを行います。

【新生児聴覚スクリーニング検査受診票】

出生後2日頃から退院までに赤ちゃんの聞こえを検査します。

【乳児一般健康診査受診票】

赤ちゃんの一般健康診査を4回分無料で受けられます。

1枚目を生後1か月、2枚目を3～4か月頃、3枚目を6～7か月頃、4枚目を9～11か月頃を目安にご使用ください。 ※有効期限：1歳のお誕生日の前日まで

**出産応援ギフト**

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

妊娠届を提出し、母子手帳交付時に面接を受けた方に、妊婦1人あたり5万円相当のギフトを給付

たまご学級（マタニティ教室）

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

妊娠中の方とご家族を対象に、保健師または助産師、管理栄養士が訪問または町施設で個別に実施しています。
妊娠6～8か月の間に、妊娠期アンケート（母子保健ガイドブック内）を提出ください。

【日 時】妊娠中期以降で要相談（土日祝もOK）

- 【内 容】
- ・妊娠と出産の経過と家族ができることについて
 - ・赤ちゃんを迎える準備について
 - ・妊娠・産後の食事について
 - ・プレパパの妊婦体験
 - ・沐浴体験
 - ・育児用品・記念写真プレゼント



などご家庭に合った内容で実施します！

出 産

出生届

問 住民福祉課 (0877) 75-6704

生まれた日から14日以内に、出生地・届出人の住所地・本籍地のいずれかの役所に出生届を提出しましょう。用紙は出産した医療機関に用意しています。「出生届」の欄に記入して提出してください。

【届出人】原則、生まれた子どもの父または母（届書を持参するのは代理でも可）

【赤ちゃんの名前】常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナ

手続きに必要なもの

- ・出生届書（医師、助産師の出生証明書付）
- ・母子健康手帳



出産育児一時金の支給

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

国民健康保険の被保険者が出産したとき、一人につき50万円の一時金が支給されます。

（産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産は48.8万円）

その他の健康保険の加入者は各保険者（勤務先）で手続きをしてください。



産婦・乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

赤ちゃんが生まれた全家庭に、保健師または助産師が訪問し体重測定、発育相談、育児相談、お母さんの体調相談などを行います。退院後の様子やご都合に合わせますので、出産後アンケート（母子保健ガイドブック内）を提出するか、電話でお知らせください。

子育て応援ギフト

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

出産後アンケートを提出し、産婦・乳児訪問など（出生後～生後4か月）で面接を受けた方に、子ども1人あたり5万円相当のギフトを給付

産後ケア事業

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、出産後の心身が不安定な一定期間、委託の医療機関や助産所に入所または日帰りで休養をとることができたり、育児サポートが受けられます。

利用形態	利用料	利用日数	委託施設
宿泊型 (ショートステイ)	無料	原則7日以内	ほっこ助産院（高松市春日町） みゆき助産院（多度津町）
通所型 (デイケア)			ほっこ助産院（高松市春日町） 高瀬第一医院（三豊市高瀬町） 助産院ゆるり（丸亀市柞原町） みゆき助産院（多度津町） ※半日の場合は半額
訪問 (アウトリーチ)			助産院ゆるり（丸亀市柞原町） みゆき助産院（多度津町）



児童手当

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）の子どもを養育する方には、毎年6・10・2月に前月分までの手当が支給されます。支給対象は申請月の翌月分からです。

※2024年10月分から、国による児童手当の拡充（所得制限や年齢制限の緩和等）が予定されています。

【申請期間】出生や転入など、異動のあった日の翌日から15日以内

※公務員（独立行政法人を除く）の場合は勤務先に申請

児童の年齢	1人あたりの支給月額
3歳未満	15,000円
3歳～ 小学校修了前	10,000円 (第3子*以降は15,000円)
中学生	10,000円

所得上限限度額未満の方は、子ども1人に対し月額5,000円を支給

※養育している児童（18歳到達後最初の3月31日まで）のうち、年齢が上の児童から数えて3番目以降の児童

手続きに必要なもの

- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・請求者（養育者）の健康保険証
- ・請求者（養育者）名義の通帳

子ども医療費助成事業

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

琴平町に住所があり、医療保険に加入している0歳から高校卒業程度（満18歳に達した最初の3月31日）までの子どもを対象に、医療費の一部（自己負担分）を助成します。

※県外医療機関を受診した場合、医療費支給申請書の申請があれば自己負担分が支給されます

※就職し、保護者の扶養でない場合は除く

手続きに必要なもの

- ・子どもの健康保険証
- ・通帳
- ・本人確認書類（運転免許証等）
- ・領収証（県外の医療機関で医療費支給申請書に証明をもらえない場合）



未熟児療育医療給付

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

出生体重が2000g以下または強い黄疸など身体の発育に未熟性があり、医師が入院療育を必要と認めた未熟児に対して、指定医療機関における入院治療に必要な医療費の一部を補助します。

小児慢性特定疾患治療研究事業

問 中讃保健福祉事務所 保健対策第二課 (0877) 24-9963

小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患に関して、その治療の確立と普及を促進するとともに、患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の一部を補助します。

新生児子育て応援給付事業

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

新生児に対して子育て応援金としてKOTOCAに20,000コトカを給付。（給付を受けた日から13か月を経過した日の属する月の末日まで有効）

【条件】出生日において本町の住民基本台帳に記録されている新生児

【申請方法】出生届時、子ども・保健課にて申請書へ署名いただきます。



子育て

子どもの健康・相談

ピヨピヨ広場（乳幼児相談）

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

気軽に立ち寄り、計測や保健師・管理栄養士への相談が行える広場です。自由に遊ぶこともできるため、育児仲間との交流の場にもなっています。

【場 所】琴平町ふれあい交流館

【日 時】毎月第4火曜日（祝日の場合は変更あり）

10:00～12:00

対 象：乳児

内 容：身体計測、発育・発達の確認、育児相談、離乳食相談、ブックスタートなど

13:30～16:00

対 象：1歳以上の幼児

内 容：身体計測、育児相談、1歳記念手形、ブックスタートなど



もぐもぐ教室（離乳食教室）

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

管理栄養士による離乳食の話と実習、試食を行います。開催日は、チラシ・ホームページ・広報をご覧ください。

【対 象】1歳未満の子どもを養育中の保護者

【場 所】総合センター 調理室



とっと相談（2歳6か月児相談）

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

言語聴覚士がお子さんの聞こえやことばの確認・相談、歯科衛生士が歯みがき指導・相談を行います。また、保健師が身体計測や育児相談、管理栄養士が食事やおやつなどの栄養相談にも応じます。

【対 象】2歳6か月前後の子どもと保護者

【日 時】5・8・11・2月の第2金曜日 15:00～17:00

【場 所】琴平町ふれあい交流館



幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児健診）

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

【対 象】1歳6か月前後・3歳6か月前後の幼児

【日 時】偶数月の第3木曜日 午後

【場 所】四国こどもとおとなの医療センター内 乳幼児健診センター

【内 容】問診、身体計測、内科診察、生活観察、視力検査、聴力検査、総合相談、尿検査



1歳6か月児・2歳6か月児・3歳児・就学前児歯科健診、フッ素塗布 子ども・保健課 (0877) 75-6719

琴平町・まんのう町の歯科医院にて歯科健診とフッ素塗布を無料で実施しています。

(就学前児は琴平町内に限る) 対象時期に歯科診断カルテを送付します。

【実施歯科医院】

	施設名	所在地	電話番号
琴平町	うつみ歯科医院	琴平町榎井 69-3	75-4182
	塩田歯科医院	琴平町榎井 817-17	75-3497
	嶋田歯科医院	琴平町上榎梨 1463-9	75-4172
	前田歯科医院	琴平町 198	75-3873
まんのう町	岩山歯科医院	まんのう町四條 416-3	75-0409
	かわむら歯科医院	まんのう町四條 179	75-6480
	造田歯科診療所	まんのう町造田 1974-1	85-2288
	平田歯科医院	まんのう町成所西 771	79-2113
	眞室歯科医院	まんのう町吉野 2668-3	79-1418



 受診時に必要なもの ・ 母子健康手帳 ・ 歯科診断カルテ

子どもインフルエンザ予防接種助成

 子ども・保健課 (0877) 75-6719

10月1日～3月31日の間に町内の医療機関を利用した場合に限り、無料で接種できます。

必ず、保護者同伴で、事前予約のうえ受診ください。

【対象】町内在住の生後6か月から18歳に達した3月31日までの子ども

【接種費用】無料

【町内医療機関】

施設名	所在地	電話番号
池田内科医院	琴平町 750	73-2366
岩佐病院	琴平町榎井 775	73-3535
岩崎医院	琴平町 283-1	75-5161
大浦内科消化器科医院	琴平町榎井 853-28	75-1600
森内科医院	琴平町 167	73-4188
やまもと耳鼻咽喉科	琴平町五條 636-3	75-4133



【町外の医療機関での接種を希望される場合】

接種後、領収書をお持ちの上申請いただくと、接種費用のうち2,000円を償還払いいたします。

子育て

定期予防接種

☎ 子ども・保健課 (0877) 75-6719

県内の予防接種協力医療機関において無料で接種できます。ワクチンにより接種回数・間隔が違うため、対象年齢や望ましい（標準的な）接種期間を確認し、必ず体調のよい時に受けましょう！

※ 転入された場合や予診票を紛失された場合は、ご相談ください

☑ 受診時に必要なもの ・ 予診票 ・ 母子健康手帳 ・ 健康保険証

ワクチン	接種回数	標準的な期間	
ロタウイルス ワクチン	ロタリックス（1価）：計2回 27日以上の間隔を置いて経口接種 ----- ロタテック（5価）：計3回 27日以上の間隔を置いて経口接種	初回は 生後6週間～ 14週6日まで	
B型肝炎（HBV）	計3回 27日以上の間隔を置いて2回 1回目から139日以上（20～24週）間隔を置いて1回	生後2～9か月未満	
小児用肺炎球菌	計4回 初回3回：27日以上の間隔をあける 追加1回：初回接種終了後60日以上間隔を置いて1歳以降に接種	初回は 生後2～7か月未満 ※1	
五種混合（DPT-IPV+Hib） ジフテリア：D 百日せき：P 破傷風：T ポリオ：PV ヒブ：Hib	計4回 初回3回：20日以上（標準的には20～56日）間隔をあける 追加1回：初回3回終了後6か月以上（標準的には1年～1年6か月）間隔を置いて接種	生後2か月～1歳で 初回3回を接種	
BCG	1回	生後5～8か月未満	
麻しん・風しん （MR）※2	計2回 1回目：1歳以上2歳未満 2回目：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間に接種	1歳誕生日がきたら 早めに受けましょう！	
水痘 （水ぼうそう）	計2回 3か月以上（標準的には6～12か月）間隔をあける	初回は1歳～ 1歳3か月未満	
日本脳炎 ※2	1期初回2回：6日以上（標準的には6～28日）間隔をあける 1期追加：初回終了後6か月以上（標準的には1年）間隔をあける 2期：1回	3歳 4歳 9歳	
二種混合（DT）※2	1回	11歳	
ヒトパピロマウイルス （HPV）	計3回 小6～高1の女子 ガーダシル or サーバリックス or シルガード9	中1	

※1 初回接種が7か月未満に完了しなかった場合は、接種回数が異なります。お問い合わせください。

※2 MR・日脳・二種混合2期の予診票は接種対象の時期に個別案内いたします。

●くわしい情報は国立感染症研究所／予防接種スケジュール <http://www.nih.go.jp/niid/ja/schedule.html>



【長期療養等のため予防接種が受けられなかった方は】

長期療養を必要とする重篤な疾病にかかった等により、やむを得ず対象年齢内に定期予防接種が受けられなかったと認められる場合は、接種対象年齢を過ぎても定期予防接種として受けることができます。

乳児期										幼児期						学童期						
6週	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	1歳	1歳2か月	1歳6か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳～	高1
	①	②		生後24週（5か月半）まで										医療機関により ワクチンの種類が異なります。								
	①	②	③	生後32週（7か月半）まで																		
	①	②					③		1歳未満													
	①	②	③						④						5歳未満							
	①	②	③							④						7歳6か月未満						
					①				1歳未満													
									①	2歳未満						② 注意	年長（年度内に6歳になる者）～ 小学校就学まで					
									①	②	3歳未満まで											
													①	②	③		7歳 半未 満		④		9歳～ 13歳未 満	
																				①	13歳未 満	
																					① ② ③	

①②などの数字はワクチンの種類毎に接種の回数を示しています。

■は定期接種として接種が可能な年齢範囲です。

実際に接種する予防接種とスケジュールについては、かかりつけ小児科にご相談ください。

●任意接種については「日本小児科学会が推奨する予防接種スケジュール」<http://www.jpeds.or.jp/>

子育て

親子で楽しむ

子育て支援センター「ひまわり」

問 あかね保育園 (0877) 75-3060

就学前の子どもとその保護者が、自由に遊んだり、交流や情報交換ができる場所です。絵本の貸出しや保育士による育児相談、地域の子育てサークルの育成・支援等も行っています。

詳細は広報、あかね保育園ホームページ、月刊ひまわり

(町役場、総合センター、琴平郵便局、やまもと耳鼻咽喉科に置いています)をご覧ください。

【場 所】 あかね保育園内 子育て支援センター「ひまわり」

【日 時】 月～土曜日(祝日を除く、土曜日は園庭解放のみ)
9:00～12:00、14:00～16:00

【内 容】 自由遊び、親子ふれあい遊び、園庭遊び、
絵本貸出し、育児相談など

【参加費】 無料

【H P】 <http://www.akane.or.jp/>



琴平町母子愛育会

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

琴平町の子どもと保護者が楽しく子育てをしながら健康に生活できるよう、こんにちは赤ちゃん訪問や親子ふれあい行事、季節のイベント、乳幼児相談への参加など、年間を通してさまざまな活動を行っています。イベントは、広報や町ホームページをご覧ください。



琴平町ふれあい交流館

問 企画防災課 (0877) 75-6711



所在地：琴平町苗田 995-4

電 話：(0877) 73-3891

開館日時：月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 10:00～16:00
(12:00～13:00は閉館)

※ 祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く



よいこ

415のわ（絵本文庫どり～む）

問 琴平町社会福祉協議会 (0877) 75-1371

子どもと家族が集え、一緒にくつろぐことができる絵本スペースです。絵本の読み聞かせや季節の工作など子どもたちが喜びイベントを実施しています。チラシは幼稚園、保育所、小学校、子育て支援センターなどで配布していますので、ご覧ください。

【場 所】 琴平町公会堂（絵本文庫どり～むの部屋）
または 楽集館

【日 時】 日曜日・第1水曜日 10:00～12:00
※開館時間は変更の場合もあり

☎ 415nowa.ma@gmail.com

【HP】 <https://sites.google.com/view/kotohira-415nowa/>

K³(ケースリー)

問 琴平町社会福祉協議会 (0877) 75-1371

子育て中のお母さんたちが子どもたちのためにできることを考え、3小学校交流会「キッズことリンピック」「K³と遊ぼう!」を企画開催し、子どもが子どもらしく元気いっぱい遊ぶ場を作っています。また、子ども議会で「にんにくを使ったうどん焼き」が提案され、「こんぴりっ焼き」を発案。琴平の郷土料理として啓発活動を行っています。



ことひらまちじゅう図書館

問 琴平町社会福祉協議会 (0877) 75-1371

お店やカフェや銀行、病院や役場、お寺や琴電琴平駅など、小さな図書館が琴平町内に現在27か所あります。誰でも利用できます。図書館の場所や開館時間などは、ホームページをご覧ください。



このはたが目じるし!

【HP】 <https://kotohira-machitosho.com>

保育・教育

公立こども園・私立保育園

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

公立こども園は、幼稚園の機能と保育所の機能をあわせ持った、教育と保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労状況にかかわらず利用可能です。

【申し込み】

4月入園・入所：前年12月に申し込みを受付けます。また、5月以降で出産予定や育児休業明けを理由に入園・入所を希望する場合も同時に受付けます。

5月以降：入園・入所希望月の前月15日までに希望施設または町役場で受付けます。

※ 定員等の関係で待機していただく場合もあります。

名称	所在地	電話番号	利用定員	開園時間
琴平町立南こども園	琴平町103	75-1022	114名	平 日8:30~16:30 要望により8:00~18:30 土曜日8:30~12:00 要望により8:00~12:00
琴平町立北こども園	琴平町苗田634-1 琴平町上榊梨31-1	73-3440 73-2523	114名	平 日8:30~16:30 要望により7:30~18:00 土曜日8:30~12:00 要望により8:00~12:00
あかね保育園	琴平町507-1	75-3060	90名	平 日8:30~16:30 要望により7:00~18:30 土曜日8:30~16:30 要望により7:00~16:45

※利用可能時間は、保護者の就労状況等に応じて変わります。

※土曜保育の実施場所については希望数等に応じて調整します。

【保育料】年度初日の年齢と保護者等の市町村民税額等により決定（3歳以上は無料）

手続きに必要なもの

- ・教育・保育給付認定（変更）申請書兼利用申込書
〈以下必要な方のみ提出〉
 - ・保育を必要とする証明書（就労証明書等）
 - ・市町村民税所得課税証明書（教育・保育給付認定（変更）申請書兼利用申込書にマイナンバーを記載いただければ省略可）
- ※世帯の状況により別途書類の提出が必要となる場合があります。

一時保育事業

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

専業主婦家庭等の育児疲れ解消や保護者の急病、継続的勤務・短時間勤務等の勤務形態などの理由により家庭での保育が困難な場合に、こども園で子どもを一時的に保育します。

【実施施設】 琴平町立南こども園 8:00 ~ 18:00 (土曜日を除く)

※保育業務に特に支障がある場合、希望に添えない場合があります。

【対 象】 保育の実施対象とならない生後6か月から小学校就学前までの児童

【利用料金】 年齢や時間ごとに設定 ☆現在、休止中

短期入所生活援助(ショートステイ)事業

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

児童を養育している家庭の保護者が疾病や育児疲れ等の社会的な事由によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護します。

【委託施設】 児童養護施設 亀山学園 (丸亀市) ☎(0877) 22-6729

若者独立塾 おひさま荘 (丸亀市) ☎(0877) 85-3323

【利用料金】 年齢や所得に応じて

病児・病後児保育

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

子どもが病気の治療中や回復期で、預け先や仕事の休みが確保できず困った場合等に、医師の許可のもと、専用の施設で一時的に子どもを預かる制度です。

利用方法や料金、開設時間等は施設により異なるため、事前に確認の上ご利用ください。

中 讀 地 区	坂出市	総合病院回生病院病児保育室	(0877) 46-1011
	普通寺市	カナン子育てプラザ21 「らっこ」	(0877) 62-3695
	丸亀市	おかだ小児クリニック病児保育 「おひさま」	(0877) 58-0707



小学校

問 教育委員会 (0877) 75-6715

入学前の1月中旬頃、入学予定小学校への入学通知書を送付します。

名 称	所 在 地	電話番号
琴平小学校	琴平町 145-1	73-2831
榎井小学校	琴平町榎井 58-3	73-2494
象郷小学校	琴平町上榎梨 26	73-2830



中学校

問 教育委員会 (0877) 75-6715

入学前の1月中旬頃、入学予定中学校への入学通知書を送付します。

名 称	所 在 地	電話番号
琴平中学校	琴平町五條661-1	73-4181



琴平町児童生徒就学援助

問 教育委員会 (0877) 75-6715 または 各学校

経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等、学校給食費、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費、医療費などの一部援助が受けられます。

琴平町奨学金

問 教育委員会 (0877) 75-6715

町内に居住している者で優れた学生及び生徒であって、経済的理由により高等学校及び大学等へ進学が困難な者に対し、学資の貸与等を行います。※3月広報に募集要項を掲載

【第1種奨学金（返済は不要）】 10,000円/月

高等学校及び高等専門学校（第1学年から第3学年）

【第2種奨学金（返済が必要）】 30,000円/月

高等専門学校のうち第1種奨学金認定者で第4学年と第5学年・短期大学・大学・大学院



放課後子ども教室

問 教育委員会 (0877) 75-6716

放課後の安全・安心な子どもの居場所のひとつとして、各小学校で指導員の下、児童の預かりを行っています。地域の方々との体験交流活動「こんびら子ども塾」も実施しています。

【場 所】各小学校

【対 象】小学生

【実施日時】平日で給食のある日の放課後～18:00

【参加費】1,000円/年（保険料込）



児童クラブ

問 教育委員会 (0877) 75-6715

家庭における養育が困難な児童の増加に対応し、児童が自ら学び、自らの判断と責任において生きる力を養い、その健全な育成を図ることを目的としています。

【対 象】小学生

【場 所】各小学校（少人数の場合は1小学校）

【実施日時】長期休業期間と土曜日および振替休業日の8:00～18:00

【利 用 料】700円/日 ※月により上限額の増減あり



琴平町立小・中学校第3子以降の学校給食費無償化

問 教育委員会 (0877) 75-6715

多子世帯の子育てに対する経済的負担軽減を図るため、第3子以降の義務教育機関における琴平町立小・中学校の学校給食費を無償化します。

【無償化の対象となる要件】

以下のアからウを全て満たしている保護者が対象となります。なお、無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費となります。

ア 小学生以上の子を3人以上扶養している。

イ アの子のうち、上から第3番目以降の子が琴平町立小・中学校で給食の提供を受けている。

ウ 生活保護・就学援助制度等で学校給食費の支援を受けていない。

※申請は、毎年度必要となります。

ことばと子育て相談

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

ことばや発音が気になる子どもや子育てに悩みのある保護者を対象に、言語聴覚士が相談・対応します。

【日 時】 4・6・7・9・10・12・1・3月 午後（予約制）

【場 所】 琴平町ふれあい交流館

**こども相談**

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

子どもの発育・発達、育児不安など子育てに悩みがある保護者を対象に、臨床心理士が相談・対応します。

【日 時】 偶数月の第1水曜日 13:00～（予約制）

【場 所】 まんのう町 かりん健康センター

**親子のわんわん教室（発達支援学級）**

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

子育てに関する専門的スタッフが加わり、遊びを通して親子のふれあいや子どもの発育・発達を促すための教室です。子育てについて保護者同士が話あったり、考えたりする場にもなっています。

【日 時】 第2火曜日 9:30～11:30

【場 所】 琴平町ふれあい交流館 または まんのう町かりん健康センター

【参加費】 子ども1人につき100円（おやつ代として）

【内 容】 テーマ遊び・自由遊び・保護者の座談会・おやつなど

**障害のある子どもへの支援****手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）**

問 住民福祉課 (0877) 75-6723

身体・知的・精神障がいのある子どもに、各種福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

申請は町に行き、県が審査・交付を行います。

障害児福祉手当

問 住民福祉課 (0877) 75-6723

20歳未満で、在宅で日常生活に常時介護を必要とする重度の障害児に支給されます。

申請は町に行き、県が審査・支給を行います。

※所得制限あり

特別児童扶養手当

問 住民福祉課 (0877) 75-6723

20歳未満で、中程度以上の障がいのある児童を養育している方に支給されます。※所得制限あり

申請は町に行き、県が審査・支給を行います。支給金額は、障がいの等級により異なります。



各種サポート

心身障害者扶養共済制度

問 住民福祉課 (0877) 75-6723

障害のある方を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

障害福祉サービス・障害児通所給付

問 住民福祉課 (0877) 75-6723

障害程度が一定以上の児童に対し、生活上または療養上必要な介護や、日常生活上の基本的動作、集団生活への適応訓練指導等が受けられます。

自立支援医療（更生医療・精神通院医療）

問 住民福祉課 (0877) 75-6723

18歳以上で身体上の障害を有すると認められる者で、確実に治療のできる医療（更正医療）、精神障害者に対し本人が病院または診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（精神通院医療）を受ける場合、その医療費の一部を助成します。

自立支援医療（育成医療）

問 住民福祉課 (0877) 75-6723

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来において障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）のうち、確実な治療効果が期待される児童に対して、指定医療機関において医療を受ける場合、その医療費の一部を助成します。

重度心身障害者等医療費支給事業

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

障害者手帳などをお持ちの方を対象に医療費の一部を助成します。

【対象者】 ※所得制限あり、新規対象者は65歳未満に限る

身体障害者手帳：1～4級

療育手帳：㊸、A、㊹

戦傷病者手帳：特別項症～第4項症（障害の程度が4級と記載）



ひとり親世帯への支援

児童扶養手当

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の健やかな成長を願って支給されている手当です。児童が18歳に到達後最初の3月31日まで（中程度以上の障害がある場合は20歳まで）受給できます。申請は町に行き、県が審査・支給を行います。

【支給対象】 ※公的年金の受給額や事実婚（内縁等）がある場合等の様々な条件や所得制限があります

母子家庭：離婚等により児童を監護している母または母にかわって児童を養育している方

父子家庭：離婚等により児童を監護し、かつ生計を同じくしている父または父にかわって児童を養育している方

ひとり親家庭等医療費支給事業

問 子ども・保健課 (0877) 75-6705

ひとり親家庭等で、児童を扶養している配偶者のいない父・母およびその児童を対象に、医療費の一部を支給します。

【対象年齢】ひとり親家庭等で18歳に達する年度末までの児童を扶養している配偶者のいない親およびその児童 ※所得制限あり

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

香川県中讃保健福祉事務所母子・父子自立支援員 (0877) 24-9960

事業・修業・修学・就学・就職の支度・技能習得・生活・療養・住宅などの資金を貸付する制度です。

自立支援教育訓練給付金事業

問 香川県中讃保健福祉事務所 母子・父子自立支援員(0877)24-9960

ひとり親家庭の親が就職やキャリアアップのために指定教育訓練を受講した場合、受講に要した経費の60%（詳細規定あり）が支給されます。

問 香川県中讃保健福祉事務所母子・父子自立支援員
(0877) 24-9960

母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の親が、特に就職に有利な資格取得を目的として1年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担を軽減し修学に専念できるようにするため、修学期間中（最大3年間）に給付金が支給されます。 【対象資格】看護師、准看護師、介護福祉士など

女性の悩み相談

問 香川県中讃保健福祉事務所 保健対策第二課 (0877) 24-9963

不妊・不育症の悩み相談

香川県不妊・不育症相談センター (087) 816-1085

不妊・不育症に悩む夫婦等を対象とした専門医師や保健師・看護師・助産師による無料相談です。

妊娠・出産・子育てに関する電話相談

問 香川県助産師会 (087)843-5588

助産師による妊娠・出産・子育てに関する無料の電話相談です。(月～金曜日 10:00～16:00)

コウノトリ応援事業

問 子ども・保健課 (0877) 75-6719

不妊治療における体外受精や顕微授精の生殖補助医療にかかる費用のうち、保険診療の自己負担分や保険診療外治療費を一部助成します。(男性不妊治療を受けた場合も含む)

※高額療養費制度等に該当する方は、差し引いた額で計算

- ① 保険診療（先進医療含む）で受けた治療
自己負担額に対し、治療内容に応じて最大**15**万円助成
- ② 保険外診療（先進医療以外の保険適用外の治療等を併用し、治療費が全額自己負担）で受けた治療
自己負担額に対し、治療内容に応じて最大**30**万円助成

こころのケア・カウンセリング室

問 香川県不妊・不育症相談センター (087) 816-1085

不妊・不育の相談だけでなく、妊娠・出産をとりまく精神的な問題に関するこころのケア・カウンセリングを実施しています。(月2回・金曜日 13:00～16:00) ※ 予約制



各種サポート

子どもの相談

小児救急電話相談 #8000 または 専用電話番号 (087) 823-1588 (全国共通)
夜間・休日の、お子さんの急な病気やけがで心配なときにご相談ください。(19:00～8:00)

子どもと家庭の電話相談  香川県子ども女性相談センター (087) 862-4152
子どもや家庭に関する相談(ことばや発達、子育てなど)に応じます。(月～土曜日 9:00～21:00)

健康相談・育児相談  子ども・保健課 (0877)75-6719
妊産婦や乳幼児の健康・育児相談に応じます。

保育士の子育て相談  あかね保育園内 子育て支援センターひまわり (0877) 75-3060
子育てに関する相談やさまざまな情報提供に応じます。



民生児童委員への相談  住民福祉課 (0877) 75-6723
身近な地域の方が相談に応じてくれます。地区の民生児童委員については、お問い合わせ下さい。

 障害者生活支援センター ふらっと (0877) 64-0705
香川県発達障害者支援センター アルブスカがわ (087) 866-6001
発達支援等の相談 香川県障害福祉相談所 (087) 867-2696

障がいのあるお子さんを療育している方などが抱えている様々な悩み事の相談が気軽にできます。

家庭の相談

母子・父子家庭等の相談  香川県中讃保健福祉事務所 母子・父子自立支援員 (0877) 24-9960
母子・父子自立支援員が生活一般についての相談指導を行っています。

就職の相談  ハローワーク丸亀内マザーズサロン (0877) 21-8609
子育てをしながら就職したいと考えている方の相談窓口です。

その他相談窓口

名 称	電 話 番 号
県子ども女性相談センター(女性の電話相談)	(087) 862-8861
県西部子ども相談センター(児童相談所)	(0877) 24-3173
県中讃保健福祉事務所 家庭児童相談室	(0877) 24-9960
琴平町少年育成センター	(0877) 75-0919
子育てホットライン(家庭教育電話相談)	(087) 861-4951
NPO 法人子どもの虐待防止ネットワーク・かがわ	189 (全国共通)

情報サービス

琴平町の情報

【町広報】

毎月「子育て情報」「教育委員会だより」「健康情報」などで、子育てに関する情報を掲載しています。

【町ホームページ】

「町民サービスガイド⇒くらしの情報」にて子育てに関する情報を随時掲載しています。

琴平町



<https://www.towm.kotohira.kagawa.jp/>



香川県の情報

【「子育てかがわ」情報発信サイト】

Colorful



<https://kagawa-colorful.com/>



さぬきこどもの国



<http://www.sanuki.or.jp/>



【香川県広域災害・救急医療情報システム】

医療 Net さぬき



<https://www.qq.pref.kagawa.lg.jp/ir37/qqport/kenmintop/>



【香川県教育委員会】

YY ネット



<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/>



マップ

Map





いざと言うときの連絡先をメモしておきましょう

名前	TEL





発行元 / 琴平町子ども・保健課 子育て世代包括支援センター

〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817 番地 10

☎(0877) 75-6719

